



日本政府指定JCM実施機構（JCMA）について

2025年9月

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）

※本資料の内容は予告なく変更されることがございます。

本資料に掲載された内容によって生じた損害等の一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本資料の内容を利用する場合は、自己責任で行っていただくようお願いいたします。

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）概要、活動内容、組織体制

1. JCM制度運営 <P6~>
2. JCM登録簿の運営 <P7~>
3. JCMプロジェクトの手続き支援及び管理プラットフォームの運営<P8~>
4. 情報発信ウェブサイトの管理 <P10~>
5. 案件組成のための相談対応及び広報活動 <P11~>

日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要

（2025年9月1日時点）



- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■ 名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

■ 運営：（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階）

■ 役員： 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史

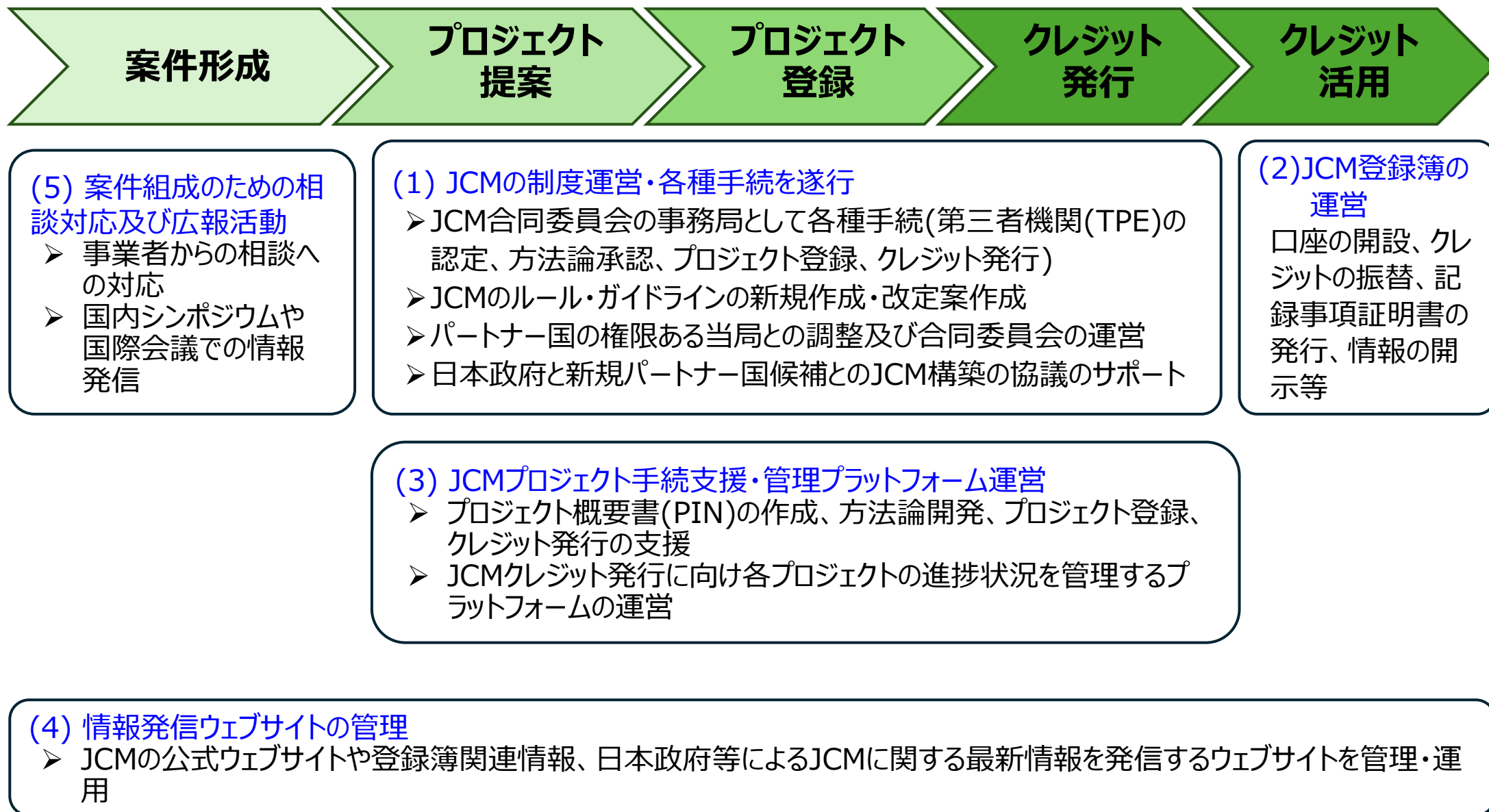
■ 体制： 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計50名

■ 主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

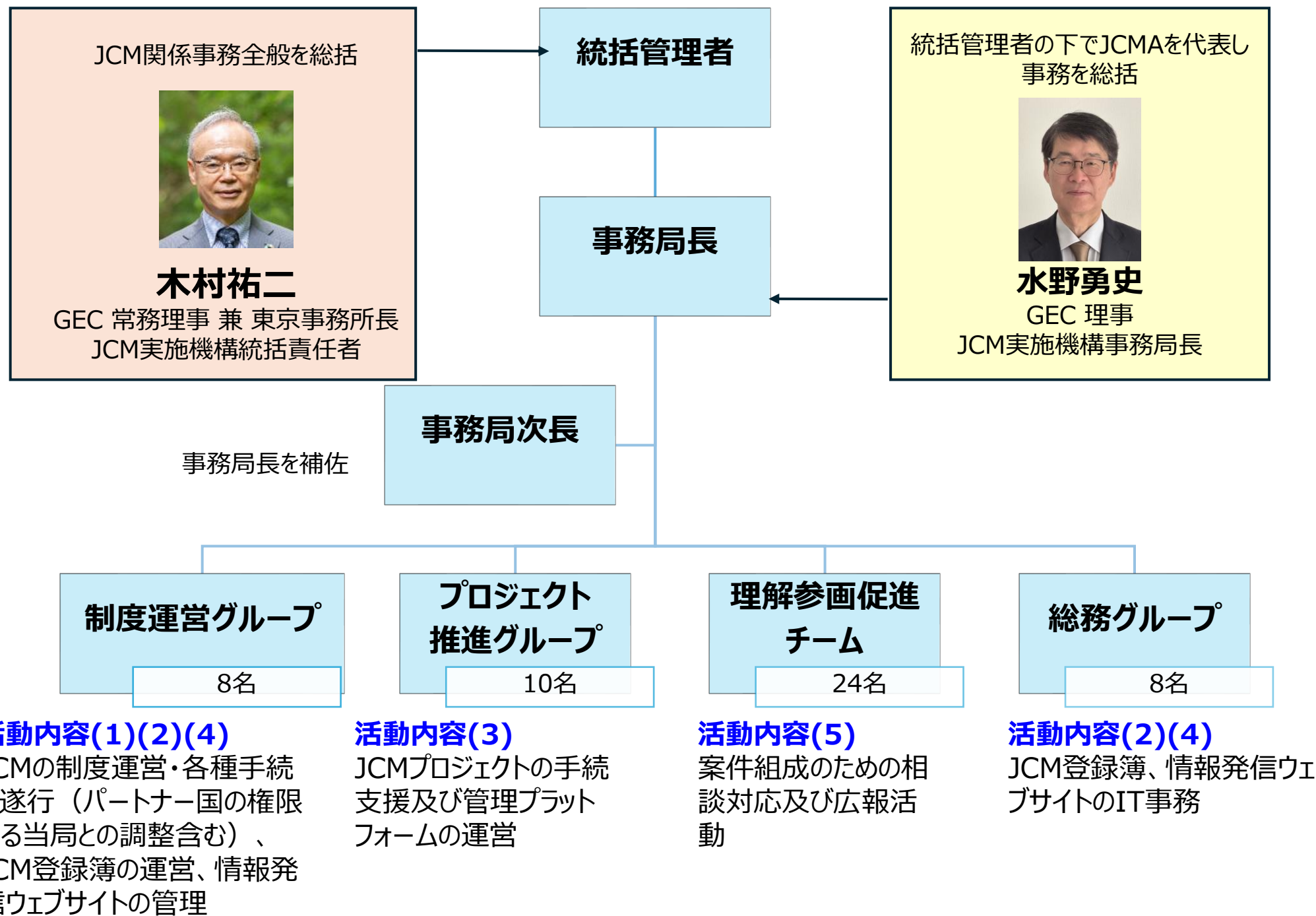
■ 主な活動内容

- (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
- (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
- (3) JCMプロジェクトの手續支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCMAは、JCMの各プロセスに沿って、以下のような活動を行う。またJCM全般の促進や支援も行う。



JCMA組織体制図



1. JCM制度運営

- JCMの合同委員会（JC）の事務局業務の実施
- パートナー国及び国内関係者の情報整理
- パートナー国との定期的な会議の開催
- JCM推進・活用会議の開催支援

JCM合同委員会における主な決議（2025年4月1日～9月2日時点）

タイ	TPE認定3件、PINのNo objection5件、方法論承認(新規/改定)4件
インドネシア	TPE認定6件、PINのNo objection4件
セネガル	TPE認定8件、PINのNo objection1件
チュニジア	PINのNo objection2件
パラオ	TPE認定4件、クレジット発行4件
ジョージア	TPE認定4件、PINのNo objection1件
チリ	TPE認定4件
キルギス	第1回合同委員会による制度文書採択、TPE認定2件、PINのNo objection1件

パートナー国との会議：

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、モルディブ、ベトナム、パラオ、カンボジア、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、モルドバなど

2. JCM登録簿の運営

- JCMクレジットの管理等に必要な国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運用・保守
 - パートナー国におけるJCM登録簿システムの活用の提案及び運用の支援
- ※ 温対法 62 条及び温対法施行令 29 条の規定に基づく手数料の納付
- ・ 法人等保有口座の開設の申請 14,400 円
 - ・ 国際協力排出削減量（JCM クレジット）の振替の申請 2,500 円
※クレジットの無効化等、政府保有口座に無償で移転する場合には免除。
※2020年以前に実現した排出削減・吸収に由来し、2025年4月1日以降に発行されたクレジットの振替は対象外
 - ・ 法人等保有口座の記録事項証明書の交付請求 1,200 円

出典： 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う JCM 関係の御連絡について（2025年3月13日環境省・経済産業省）
<https://www.env.go.jp/content/000298569.pdf>

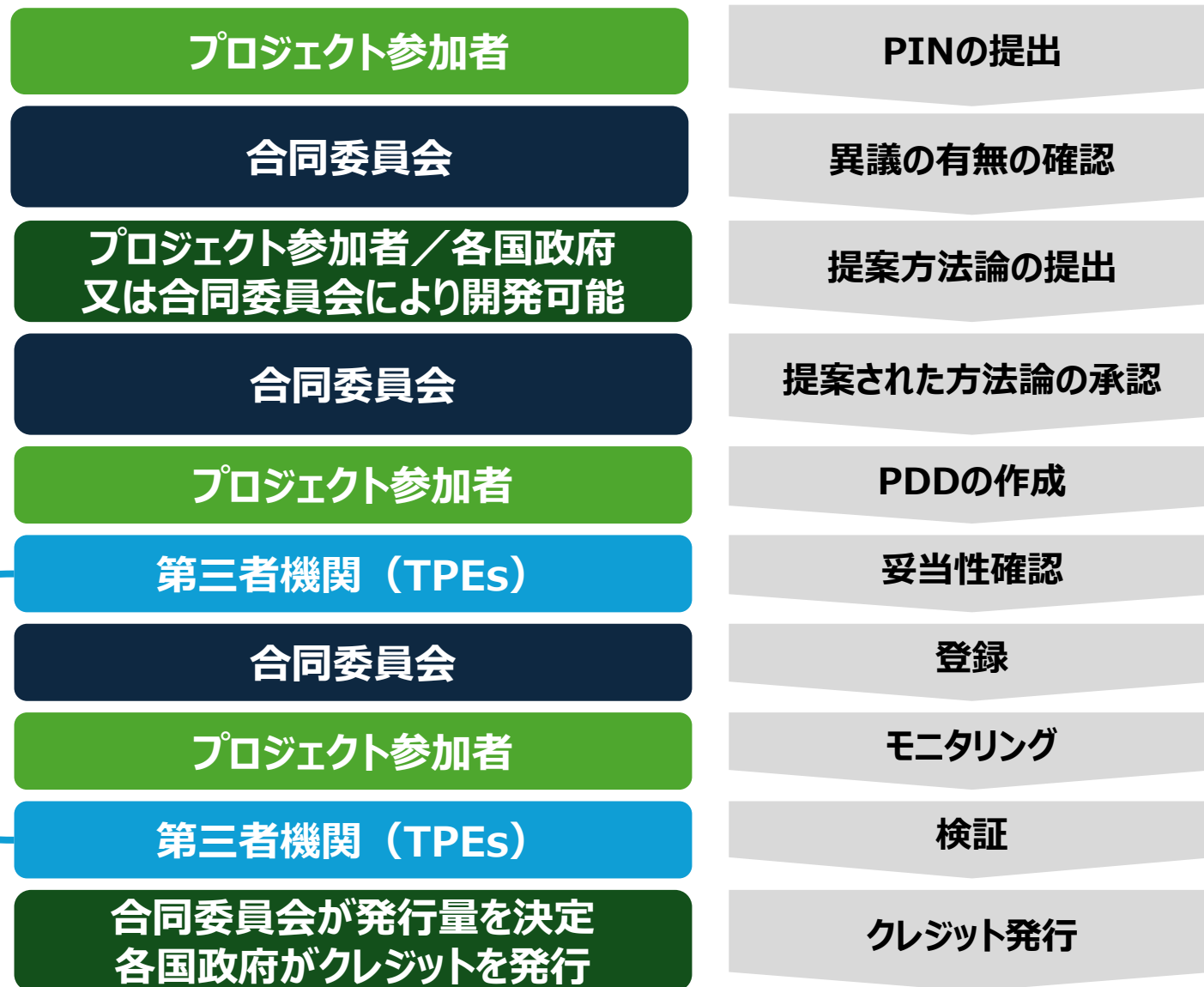


ウェブサイト: <https://www.jcmregistry.go.jp/>

お問い合わせ窓口: jcma-registry@gec.jp

3. JCMプロジェクト手続支援

- 民間資金を活用したJCMプロジェクトの相談対応
- 政府資金支援事業の方法論開発、プロジェクト登録、クレジット発行の支援



<用語解説>

- **PIN(Project Idea Note)**:プロジェクトの概要を相手国側へ説明し、異議の有無を確認するための資料。
- **PDD (Project Design Document)** :排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となる。

<注>

最初の2つの手順「PINの提出」・「異議の有無の決定」については各パートナー国と調整中のものであり、これらを含む各パートナー国と採択したJCMルール・ガイドライン類の最新情報については、JCMホームページの各パートナー国のページにてご確認ください。

3. JCMプロジェクト手続支援 民間JCM

- 民間JCMとは

- 事業実施にJCMプロジェクトの実施を目的とした政府資金（例：環境省JCM設備補助事業、経済産業省のNEDO実証事業等）を活用しない民間資金を中心としたJCMプロジェクト

- 民間JCMのメリット及び留意点：

- 自由度が高い

- 資金支援事業の活用には各事業の関係規程や対象分野（エネルギー起源CO2排出削減を含む等）、規模やスケジュール等の民間事業者による柔軟なJCMプロジェクト組成に対する制約が存在

- 民間事業者の貢献に応じたクレジット取得が期待できる

- 民間事業者による資金貢献やその他貢献（NDC、SDGs、エネルギー需給の安定化、技術移転、自然環境の保全等）の説明が将来的なクレジット取得の観点から重要

- 留意点

- 通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや当該プロジェクトをJCMとして実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのかといった点について、パートナー国政府との共通理解の醸成が重要
- 日本側に配分されるJCMクレジットについては相当調整の対象となることから、パートナー国にとって、相当調整を行ってもなお自国のメリットになることについて理解を得ることが必要

- 民間JCMの相談窓口： JCMA Contact (jcma-contact@gec.jp)

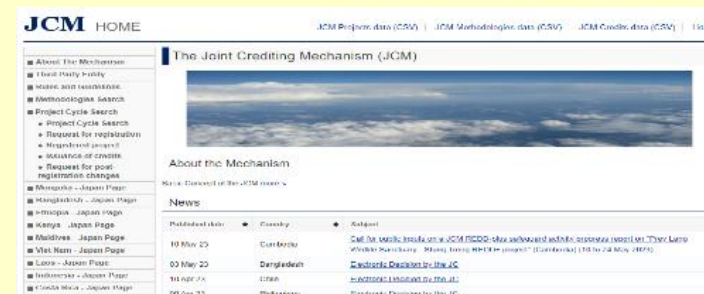
- ご相談いただいた内容は関係省庁に共有いたします。
- 事前に「民間資金を中心とするJCMプロジェクト組成ガイダンス（改訂版）2024年3月25日 環境省、経済産業省、外務省、農林水産省」をご一読いただくことをお勧めいたします。
<https://www.env.go.jp/content/000122923.pdf>

4. 情報発信ウェブサイトの管理

- JCMウェブサイト（ <https://www.jcm.go.jp/> ）の運営
- JCMAウェブサイト（ <https://gec.jp/jcm/agency/> ）の新設及び運営

- JCMウェブサイト（英のみ）

- 各パートナー国とのJCによる決議の情報公開
 - ✓ ルール・ガイドライン類、各種申請様式
 - ✓ 方法論、プロジェクト登録、JCMクレジット発行
 - ✓ TPEの認定
- パブリックインプットの募集
- 各種申請の窓口
XX-jc-secretariat@jcm.go.jp （XXは国ID）



- JCMAウェブサイト（2025年7月開設、日英）

- JCMの概要、Q&A、情報公開
- ニュース（JCによる決議、JCMイベント情報など）
※ニュースはタグにより検索可能



5. 案件組成のための相談対応及び広報活動

- JCM関連説明資料の作成
JCMの概要、クレジット配分の考え方、JCMプロジェクトの実績、日本政府等によるJCM支援事業などをまとめたパンフレットを作成予定。
- シンポジウムの開催
JCMをめぐる国内外の温暖化対策の動向に関する最新情報として、JCMの成果等の紹介を中心としたシンポジウムを開催予定。
- JCMビジネスマッチング（JCM Global Match）の運営



二国間クレジット制度「JCM」促進のための取組み
2024-2025



2024年度JCM活用による脱炭素投資セミナー及び個別相談会
～官民連携によるネットゼロへの加速～

5. JCMビジネスマッチングサイト「JCM Global Match」

<https://jcm-gm.my.site.com/JCMGlobalMatch/s/?language=ja>

◆目的

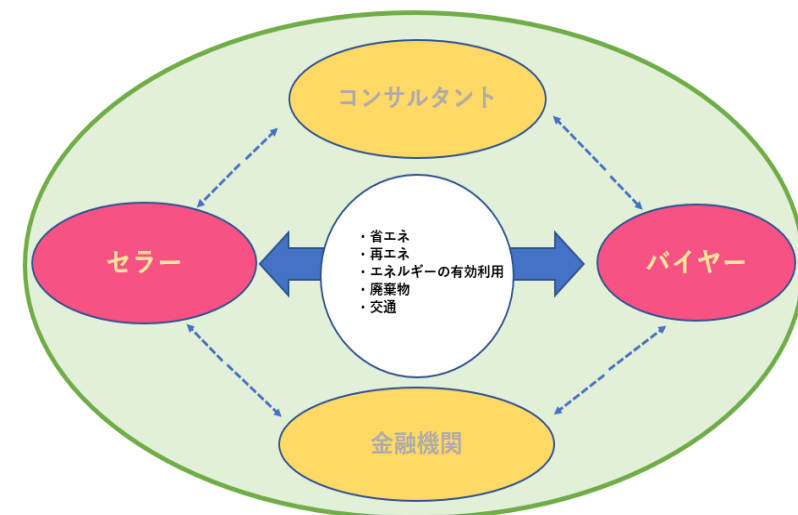
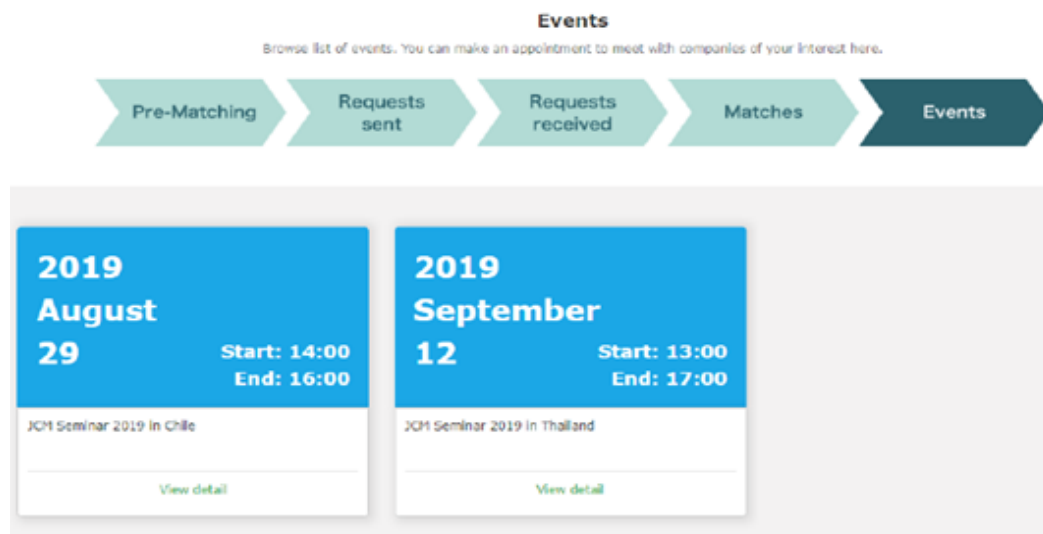
- JCMプロジェクトの形成促進を支援するため、日本企業とJCMパートナー国企業のマッチング・商談を進める機会を提供

◆特徴

- 登録情報に基づき、自動的にマッチングを実施
- マッチングした企業と直接面談が可能
- 金融機関やコンサルタント等もマッチングサイトを利用可能



[JCM Global Match]



JCMに関するお問い合わせについて

1. JCMに関する問合せ（民間JCM事前相談など）
ウェブサイト <https://gec.jp/jcm/agency/>
窓口 jcma-contact@gec.jp
2. JCM各種申請の窓口
ウェブサイト <https://www.jcm.go.jp/>
窓口 （全般） info@jcm.go.jp
窓口 （各国） XX-jc-secretariat@jcm.go.jp （XXは国ID）
3. JCM登録簿に関連する各種申請・ご連絡
ウェブサイト <https://www.jcmregistry.go.jp/>
窓口 jcma-registry@gec.jp
4. JCM Global Match
ウェブサイト <https://jcm-gm.my.site.com/JCMGlobalMatch/s/?language=ja>
窓口 jcm-gm@gec.jp
5. JCM設備補助事業
ウェブサイト <https://gec.jp/jcm/jp/>
窓口 [https://gec.jp/jcm/jp/contact form/](https://gec.jp/jcm/jp/contact_form/)